

2016年2月24日

会員会社に対する処分について

日 本 S M O 協 会
会 長 塚 原 英 樹

日本 SMO 協会は、会員会社である株式会社エシックの CRC 業務における不適切行為の事案について、今般、当協会の会則、第 8 条の 2 項に定める「会員としてふさわしくない行為があった場合、また特別な事情がある場合には、理事会の決議を得て、嚴重注意、役職停止、役職解任、資格停止、除名をすることができる」に該当すると判断し、株式会社エシックに対して、「3 ヶ月間（2016 年 2 月 24 日～2016 年 5 月 23 日）の会員資格停止」の追加措置を取ることを決定いたしました。